

**厚真町住宅復旧支援事業補助金〔上限額変更〕**

被災した方が町内で行う住宅基礎の傾斜修復工事と、それに併せて実施する住宅下の地盤改良工事にかかる費用の一部を助成します。

**●対象者**

被災した住宅が建つ土地の所有者など  
※管理者または占有者は所有者の承諾が必要

**●対象となる建物**

・戸建住宅  
・アパートおよびマンション  
・店舗(事務所)併用住宅 ※住宅部分のみ対象

**●対象工事**

・住宅基礎の傾斜修復工事(基礎の沈下または傾斜を修復する工事)  
・傾斜修復工事に併せて行う地盤改良工事(住宅建屋下の工事)

**●補助金額**

対象工事に要した費用から50万円を控除した額の2分の1

**●補助上限額**

(変更前) 上限200万円  
(変更後) 上限300万円

※対象工事費は審査により確定します

※北海道胆振東部地震の被災による修復工事であり、すでに工事が完了しているものを含まず

**●申請に必要な書類等**

厚真町住宅復旧支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)、対象工事の設計図書(位置図、計画平面図など)、対象工事の見積書の写し、住宅建屋の基礎の沈下または傾斜を確認できる資料、土地・住宅の所有者(申請者を除く)全員または一部の承諾書、土地・建物の全部事項証明書、リ災証明書、住民票、その他、町長が必要と認めるもの  
※申請前に、工事内容が交付対象となるかを窓口までご相談ください

**●受付期間**

令和4年3月31日(火)まで

**●問い合わせ**

まちづくり推進課 総合戦略グループ ☎27-3179

**厚真町住宅リフォーム補助〔上限額変更〕**

半壊および一部損壊の、住宅所有者、管理者、占有者が行う復旧工事に要する費用の一部を補助します。

**●補助金額**

リフォーム補助対象工事費から30万円を控除した額の30%

※半壊の場合で住宅応急修理支援制度を活用した場合は、その額と30万円を控除した額の30%

**●補助上限額**

(変更前) 上限30万円  
(変更後) 上限50万円

※既に申請済みの方は手続きの必要はありません

**●対象者**

地震発生時の住宅の所有者、管理者または占有者  
※仮設住宅などへの入居の有無は不問  
※管理者または占有者は所有者の承諾が必要  
※居住実態のある住宅に限る

**●対象工事**

屋根、柱、床、内外壁、基礎、梁、<sup>はり</sup>ドア、窓、内装仕上げ、上下水道の配管、ガスの配管、給排気設備の配管、電気・電話線・テレビ線の配線、トイレ、浴室、照明器具

※付属建築物(外構工事や物置、車庫など)や、併用住宅の非住宅部分の復旧に関する工事は除外

**●工期**

令和2年3月31日までに完了する工事

**●申請に必要な書類等**

[交付申請時] 交付申請書、工事見積書の写し(すでに工事が完了している場合は内訳が分かる書類)、リ災証明書の写し(半壊の方で、住宅応急修理支援制度を活用した方は不要)

[報告時] 交付完了報告書、領収書の写し、工事完成写真

**●問い合わせ**

建設課 建築住宅グループ ☎27-2325

**公費解体の受付期間終了について**

リ災状況が全壊、大規模半壊、半壊の家屋の解体申請期限が近づいていますので、解体を検討されている方はお早めに申請してください。

**●受付期間**

10月31日(木)まで

**●問い合わせ**

町民福祉課 災害廃棄物グループ(総合福祉センター内)  
☎26-7871

**厚真町持ち家住宅建築促進支援助成金**

従来の分譲地への住宅建築を対象とした助成に加えて、新たに被災した方などが町内各地で新築する場合も助成します。

**●対象者**

市町村民税などを滞納していない方

**●補助金額**

①	被災した方が震災以降に町内で住宅を建築した場合	定額120万円
②	フォーラムビレッジで住宅を建築した場合	最大150万円
③	かみあつまきらリタウンで住宅を建築した場合	最大200万円

**●対象となる建物**

・申請者自身が住むための住宅  
・床面積が次の条件を満たす住宅  
①…50㎡以上  
②③…75㎡以上、二世帯住宅は110㎡以上

**一部損壊以上の家屋などの解体費補助**

リ災状況が一部損壊以上の町内に存在する共同住宅を除く家屋などの解体に要する費用の一部を補助します。

※住宅以外の納屋・車庫などを解体する場合も対象

**●補助対象工事**

平成30年9月6日以降に着工し、令和2年3月末までに完成する工事

**●補助対象経費**

建物のみ解体、撤去、処分費

※家財の撤去費などは対象外

**補助金額**

補助対象工事費の2分の1以内

※他の補助制度を使って解体した方は対象外

**補助上限**

1工事費に対し、住宅は50万円・非住宅は30万円

※複数解体する場合は1工事費として補助額を決定

※住宅と非住宅の両方を解体…上限額80万円

※店舗兼住宅など…上限額80万円

**リ災証明の再調査申請受付について**

家屋の住家被害認定調査について、リ災証明書を交付済みの場合でも、その後の余震などにより被害が拡大したなどの理由で再調査を希望される方は申請してください。

※調査は外観および家屋内部を確認します。日程調整を行うため、調査までにお時間をいただきますので、ご検討されている方はお早めにご相談ください

**●他の補助金との併用**

「厚真町住宅再建融資利子助成事業」および「厚真町リバースモーゲージ利子助成事業」と併用できます。それ以外の補助金は併用できません。  
※義援金および国の生活再建支援制度は利用可

**●必要書類**

交付申請書、住宅入居者全員の住民票、納税証明書  
建築確認申請書の検査済証の写し、その他町長が必要と認める書類

**●受付期間**

住宅の完成後1年以内(①の場合はこの限りでない)

**問い合わせ**

まちづくり推進課 総合戦略グループ ☎27-3179

**●申請に必要な書類等**

リ災証明書の写し、解体費の領収書、解体工事の内容がわかるもの(見積書、契約書など)、解体前の家屋などの写真、印鑑、振込先の口座番号

**手続き**

ご自分で解体業者と契約して解体してください。解体工事終了後、必要書類などを用意してお申し込みください。

**●受付期間**

令和2年4月30日(木)まで

**問い合わせ**

町民福祉課 災害廃棄物グループ(総合福祉センター内)  
☎26-7871

**●受付期間**

11月29日(金)まで

※期日以降であってもやむを得ない事情(宅地の地盤被害の拡大による住宅の基礎被害など)がある場合は申請できますのでご相談ください

**●問い合わせ**

総務課 税務グループ(役場前プレハブ) ☎27-2481